

EUにおける商標出願「AOMORI」の概要と留意点について

1 商標の概要について

＜出願公告中＞

- (1) 対象国 EU
- (2) 出願者 Hairmail Oy (本社：フィンランド)
- (3) 出願日等 出願：令和4年1月21日、公告：令和4年2月8日
- (4) 出願されている商標
「AOMORI」
- (5) 出願区分
第5類（医薬用薬剤、人用栄養補助食品等）
指定商品及び役務：衛生用品、衛生用消毒剤含浸布、消毒剤、除菌ウエットティッシュ、手指消毒剤、消毒用綿棒、燻蒸棒、爪消毒剤

※上記の他、同社が権利を有している商標の概要については別紙を御参照ください。

2 海外への製品輸出検討の際の留意点について

海外において事業展開を行うにあたっては、当該国において既に商標登録されている商標を使用することで、権利者から「警告」を受けたり、「訴訟」を起こされる可能性があることから、自社製品やサービスに使用する名称が当該国で商標登録されていないか等の事前調査や、商標の早期出願・権利取得が非常に重要です。

海外における知的財産の制度やリスク管理については、国によって対応が異なりますので、御不明な点等ございましたら、「青森県知的財産支援センター」まで御相談ください。

青森県知的財産支援センター
〒030-8570 青森市長島 1-1-1 (県庁北棟 1階)
TEL : 017-762-7351

＜参考＞

- ・ JETRO 海外知財リスク注意喚起チラシ

＜登録済み＞

- (1) 対象国 EU
- (2) 出願者 Hairmail Oy (本社：フィンランド)
- (3) 出願日等 出願：平成27年4月22日、公告：平成27年6月3日
登録：平成27年9月10日
- (4) 登録されている商標
「AOMORI」
- (5) 出願区分
- 第3類 (医療用のものを除く化粧品、家庭用及び他の環境で使用される洗浄剤等)
指定商品及び役務：漂白剤及びその他の物質(洗濯用)、洗浄剤、精練剤及び研磨剤、石鹼、フレグランス、エッセンシャルオイル、化粧品、ヘアケア剤、ヘアトリートメント剤、ヘアスタイリング剤、歯磨き粉、ボディケア剤
 - 第8類 (手持ちの工具及び器具 (手動式のもの)、刃物類等)
指定商品及び役務：手工具及び器具 (手動)、はさみ、かみそり及びシェービングカッター、かみそり、バリカン(手動)、ヘアスタイリング器具、マニキュア及びペディキュア器具(金属製)、脱毛装置、上記の商品の部品及び付属品
 - 第11類 (照明用、暖房用、冷却用、蒸気発生用等の器具及び装置)
指定商品及び役務：個人用の加熱及び乾燥器具、電気ヘアドライヤー、固定式ヘアドライヤー、シャンプー台、衛生設備、浴室設備及び衛生器具、上記の商品の部品及び付属品
 - 第16類 (紙及び厚紙、印刷物、製本用材料、写真等)
指定商品及び役務：刷毛、厚紙の張り紙、印刷物、梱包、包装及び保管用品(紙、厚紙、プラスチック製)
 - 第20類 (家具、鏡、額縁等)
指定商品及び役務：店舗用及び理美容用備品(非金属製)、洗面台を含む理美容台及び椅子、鏡(姿見)
 - 第21類 (家庭用又は台所用の器具及び容器等)
指定商品及び役務：くし及びスポンジ、電気式くし、ブラシ(絵筆を除く)、ブラシ製造用材料、清掃用具、化粧品・トイレ用品・浴室用品、他のクラスには含まれない硝子製品・磁器・陶磁器、容器及び瓶棚
 - 第26類 (レース、組ひも及び刺しゅう布等)
指定商品及び役務：毛髪用装飾品、ヘアカーラー、各種ヘアグリッパ、付け毛、リボン、三つ編み